

海峽兩岸金融の協力協定

民国 98 年（2009 年）4 月 30 日行政院第 3142 次會議に裁定

民国 98 年（2009 年）4 月 30 日行政院台陸字第 0980085712 号の公文で立法院に送付して審査に備える。

海峽兩岸の金融交流と協力を促進し、海峽兩岸金融市場の安定的な発展を推進し、兩岸經濟貿易の往来を便利にするため、財團法人海峽交流基金会と海峽兩岸關係協會は、金融監督管理及び貨幣管理協力事項について、対等な協議を経て、以下の協定を達成した。

一、金融合作

双方は、互いに協力し合い、金融監督管理と貨幣管理職責を履行し、金融領域の広範な協力を強化し、共同で金融の安定を維持することに同意する。

(一) 金融監督管理

双方は、兩岸金融監督管理機構が兩岸銀行業、証券・先物業、保険業について、分別して監督管理協力機制を設立し、相互設立の機構に対して有効的な監督管理を実施することに同意する。

双方の銀行業、証券・先物業、保険業等の金融監督管理機構は業界の慣例に基づき、協力事項について具体的な措置を提出することができる。

(二) 貨幣管理

双方は、商業銀行等の適当な機構により、適当な方式で現金為替、供給及び還流業務を行い、並びに貨幣偽造防止の技術等の面において協力することに同意する。逐次に兩岸貨幣清算機制を設立し、兩岸の貨幣管理協力を強化する。

(三) その他の協力事項

双方は、兩岸金融機構の進出及び業務の展開等の事項について協商を行うことに同意する。

双方は、兩岸金融機構の協力増進、条件創造を奨励し、共同で双方企業に対する金融サービスを強化することに同意する。

二、情報交換

双方は、金融安定を維持するため、相互に金融監督管理及び貨幣管理の情報を提供することに同意する。金融機構の健全な運営、又は金融市場の安定に影響する可能性がある重大事項について、双方は速やかに提供しな

ればならない。

情報提供の方式及び範囲は双方が商議して定める。

三、秘密を守る義務

双方は、取得した情報を金融監督管理及び貨幣管理目的のみに使用し、並びに秘密を守る要求を遵守する。

第三者が情報の提供を請求することに関する処理方式は、双方監督管理機構が別途で商議して定める。

四、機構の相互設置

双方は、本協定が発効した後、兩岸金融監督機構により、互惠原則、市場特性及び競争秩序を考慮し、双方の商業的金融機構の機構相互設立を推進することに同意する。

金融機構が他方で機構を設立し、又は株式参加をする資格条件及び他方で経営する業務の範囲に関しては、双方の監督管理機構が別途で商議して定める。

双方は、金融機構が他方で機構を設立し、或いは株式参加をする申請に対して、相互に意見を求めることに同意する。

五、審査の方式

双方は、業界の慣例と特性に基づき、多種の方式を採って金融機構の相互設立に対し、検査を実施することに同意する。

六、業務の交流

双方は、人員の相互訪問、訓練、技術提携及び会議等の方式を通じて、金融監督管理及び貨幣管理の協力を強化することに同意する。

七、書類の書式

双方は情報の交換、意見の諮問等の業務連絡について、双方が商議して定めた書類の書式を使用する。

八、連絡機構

(一) 本協定に基づいて議定した事項は、双方の金融監督管理機構、貨幣管理機構が指定した連絡人により、相互に連絡して実施する。必要の時、双方の合意を得てその他の機構を指定して連絡させることができる。

(二) 本協定のその他の関係事項は、財団法人海峽交流基金会及び海峽兩岸関係協会によって連絡する。

九、協議の履行と変更

双方は協議を遵守しなければならない。

協議の変更は、双方が商議して合意した後、書面方式で確認する。

十、争議の解決

本協定の執行によって生じる争議について、双方は速やかに協議して解決する。

十一、遺漏事項

本協定に遺漏事項がある場合、双方は適当な方式を以て別途で商議して定めることができる。

十二、調印発効

本協定は調印の日より、双方が各自に関係準備を完成した後に発効する。遅くとも 60 日を超えてはならない。

本協定は 4 月 26 日において調印し、一部四式、双方は各 2 部を所有する。

財団法人海峽交流基金会

董事長 江丙坤

海峽兩岸關係協會

會長 陳雲林

